

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(通称：クール・ネット東京)

Q & A

スマートマンション導入促進事業

平成 27 年 11 月 10 日

Q & A 目次

1. 制度について	Q. 101 ~ 105	P. 3
2. 助成対象について	Q. 201 ~ 209	P. 3
3. 申請について	Q. 301 ~ 304	P. 6
4. その他	Q. 401 ~ 405	P. 7

1. 制度について

Q.101

MEMSアグリゲータとは何ですか？

A. MEMSアグリゲータとは、マンションにMEMSを導入するとともに、クラウド等によって自ら集中管理システムを設置し、補助事業者に対しエネルギー管理支援サービスを行うエネルギー利用情報管理運営者として、S I Iに登録されたものです。

※MEMSアグリゲータの一覧 URL : http://sii.or.jp/mems/aggregator_list.html

※助成対象のシステム・機器を提供することができるMEMSアグリゲータについては、「スマートマンション導入促進事業 手続きの手引き（第二期助成制度編）（平成27年11月）」59ページ「9. 東京都環境公社登録システム・機器一覧」又はウェブページ URL:http://www.tokyo-co2down.jp/cmsup/pdf/mems_27_system.pdf を参照してください。

Q.102

エネルギー管理支援サービスとは何ですか？

A. エネルギー管理支援サービスとは、電力消費量を把握し節電を支援するコンサルティングサービスの総称です。

Q.103

エネルギー管理支援サービスのサービス料は、助成対象となりますか？

A. エネルギー管理支援サービスに係る費用（通信費用含む）は、助成対象となりません。

Q.104

国のMEMS補助金事業との相違点を教えてください。

※特に負担が増えている点（例. デマンドレスポンスの実施要件、交付決定後の辞退による以降の制限など）

A. ・「スマートマンション導入促進事業 手続きの手引き（第二期助成制度編）（平成27年11月）」8ページ 2.1 助成対象事業者、2.2 助成対象事業及び9ページ 2.4 交付の条件 の項を参照してください。
・助成金申請者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります（同12ページ 3.3(4)参照。）
・東京都（東京都環境公社）のMEMS助成制度には、助成対象経費及び助成金額に上限金額はありません。

Q.105

今までは、国（SII）から助成対象の3分の1と東京都（東京都環境公社）6分の1の合計で2分の1の助成となっていましたが、今回の制度は東京都（東京都環境公社）単独で2分の1となるという理解でよろしいでしょうか？

A. そのとおりです。ただし、他の団体からの補助金を受ける場合はその金額を控除します。つまり、申請される方の負担は最終的に2分の1以下に調整されます。

2. 助成対象について

Q.201

MEMSを設置する集合住宅の条件はありますか

- A. 各々が独立して電力会社等と電力使用契約を取り交わす複数の住戸が、同一建物に入居している都内のマンション、アパートなどの集合住宅が対象です。二世帯住宅や老人ホームなどは対象外です。

Q.202

HEMS導入事業で助成を受けていますが、併用できますか？

- A. 東京都（東京都環境公社）の家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業で助成対象事業となった案件については、当助成金と併用することはできません。

Q.203

助成を受けるには、公社登録の機器・システムを導入すればいいのですか？

- A. ほかに主として以下の要件も満たす必要があります。
- ① MEMSアグリゲータ等の行うエネルギー管理支援サービスを活用して、建物全体（集合住宅の部分に限る。）の電力消費量を10%以上削減するよう努めるとともに、サービス開始後2年間の電力消費量に関する実績について、東京都が報告を求めたときは、別に定める方法によりこれに応じていただきます。
 - ② 電力需給契約を結ぶ電力会社等から需給ひっ迫時に節電要請を受けるデマンドレスポンス契約を締結してください。この場合、電力会社等からの節電要請があった場合には、必ず対応の上、その実績を公社に報告していただきます。電力会社等にこのような契約形態がない場合は、事前に節電対応届出書（第11様式）を提出し、一般電気事業者の電力使用見込が97%以上になった日について、届出に基づいた節電対応を行い、報告していただきます。節電対応等を行う必要のある期間は、夏期については、7月1日から9月30日まで、冬期については、12月1日から2月28日までです。
 - ③ 東京都内において、電力需給ひっ迫警報、又は電力使用制限令が発せられた場合には、必ず電力を抑制の上、その実績を節電対応実績報告書（第10号様式）に記入し、速やかに公社に報告していただきます。

Q.204

設備費・工事費の助成対象経費は？

- A. 助成対象経費（設備費・工事費）の2分の1を助成します。ただし、助成対象経費に他の団体からの補助金を充当する場合は、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額とします。

Q.205

地方自治体の補助金と重複して受給することは可能ですか？

- A. 地方自治体（地方公共団体）は前述A.204にある他の団体に該当します。受給は可能ですが、申請者の負担が最終的に助成対象経費の2分の1になるように調整します。

また、東京都の他の助成金と重複して受け取ることはできません。

Q.206

助成対象経費は、対象範囲の2分の1以内であれば上限はありませんか？

A. 助成対象経費及び助成金交付額の上限は設けていません。

Q.207

国（SII）の補助事業では、所定の「インターホン設備」や、所定条件を満たす「LAN配線工事」なども補助対象とされましたが、今回の第二期助成制度の助成対象経費も、国（SII）に準じた内容と考えてよろしいでしょうか？

A. 国（SII）で補助対象となったものについては、東京都（東京都環境公社）の助成制度においても助成の対象とします。ただし、平成27年8月に東京都環境公社が登録したシステムと内容や仕組みが異なる場合（新規開発のシステム、仕組みの変更や追加など）、助成対象として認められません。また、御質問の件では、新築であれば配線工事が助成対象外となる場合があります。

Q.208

現在、地域電力会社が順次スマートメータを設置しておりますが、Bルート対応MEMS機器を利用し、そのスマートメータのデータを活用したMEMSサービスもMEMS助成金の対象となりますでしょうか？ ちなみに、この方式でのMEMSサービスは商用化されていなかったためSIIの補助金物件には該当するものはないと思います。

A. 国（SII）で補助対象とならなかったものは、東京都（東京都環境公社）の助成対象にはなりません。また、新規のシステムについては助成対象外です。今年度、東京都（東京都環境公社）単独で助成することが認められた条件が「国（SII）で登録されたシステム・機器を助成対象とすること」であるため御理解ください。

Q.209

「東京都環境公社登録システム・機器一覧」に登録されたシステムですが、登録時と現在では状況が変わり、同一のものを導入することが難しい場合、登録内容を変更することは可能ですか？

A. 新規の仕組みのシステムについては変更不可能です。東京都（東京都環境公社）単独で助成することが認められた条件が「国（SII）で登録されたシステム・機器を助成対象とすること」であるため、御理解ください。構成機器の変更の場合、同等機種、後継機種であり性能が劣っていないことを証明・説明できる書類（新旧対照表や機器カタログ諸元表など）を提出（説明）していただければ認めることもあります。

3. 申請について

Q. 301

助成金に係る助成金交付申請書類、工事完了報告書の提出について教えてください。

- A. 申請書類の窓口提出の際には、東京都環境公社への事前連絡をお願いします。なお、申請書類はできるだけMEMSアグリゲータ等を経由して、公社へ提出してください。
- ① 交付申請に必要な書類をとりまとめ、速やかに公社へ申請してください（「スマートマンション導入促進事業 手続きの手引き（第二期助成制度編）（平成27年11月）」11ページ 3.2参照）。
 - ② 工事完了後、申請に必要な書類をとりまとめて速やかに公社に申請してください。（「スマートマンション導入促進事業 手続きの手引き（第二期助成制度編）（平成27年11月）」13ページ 3.6参照）

Q. 302

平成27年3月31日以前にMEMS導入工事の契約を締結した物件があるのですが、助成対象と考えてよいのですか？

- A. 今回の助成制度は、平成27年4月1日以降にMEMS導入工事の契約を締結したものが東京都（東京都環境公社）の申請条件であるため、当該物件は対象外となります（申請要件を満たしていません。）。
- また、申請受付開始後（平成27年9月1日以降）は交付決定するまでMEMS導入工事の契約を締結することができません。

Q. 303

平成28年3月31日までに募集を行い、平成28年3月31日以降に交付決定通知書が発行されるということでしょうか？

- A. いえ、交付申請は年度をまたいで平成30年4月27日まで受け付けます。「スマートマンション導入促進事業 手続きの手引き（第二期助成制度編）（平成27年11月）」11ページを参照してください。交付決定通知はいつせいに行うのではなく、随時行います。

Q. 304

「スマートマンション導入促進事業 手続きの手引き（第二期助成制度編）」の2ページに「平成27年3月31日以前において、契約、工事着手等を行っていた場合は、助成金を交付することはできません。」と書いてある一方で7ページに「1 東京都環境公社（東京都）の交付決定通知をもって、MEMS設置工事の契約を締結し、工事着工します。」とあります。これはどちらが優先されますでしょうか。

- A. 平成27年度の受付開始が4月1日からではなく9月1日からになったため、特例で一定期間は遡及適用して、交付決定前であっても平成27年4月1日から平成27年8月31日までにMEMS設置工事契約を締結したものを認めるものです（スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱第7条第2項第二号を参照（「スマートマンション導

入促進事業 手続きの手引き（第二期助成制度編）（平成 27 年 11 月）」63 ページ。）。この特例期間以外は、交付決定前の工事請負契約の締結は不可です。

もし、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日までに MEMS 工事の契約締結をした案件があれば、平成 27 年 12 月 28 日（月曜）までに申請してください（必着）。交付申請の受付対象とします。

※「スマートマンション導入促進事業 手続きの手引き（第二期助成制度編）（平成 27 年 11 月）」7 ページの文書に追記、補足しました。

4. その他

Q. 401

財産処分制限期間は何年ですか？

A. 本事業により取得した財産の処分制限期間は 5 年の期間となります。

Q. 402

新築物件でデベロッパーが交付申請して、工事完了後に設置した管理組合が助成金の請求をすることは可能ですか？

A. 交付申請者が助成金交付請求することになります。

Q. 403

「スマートマンション導入促進事業 手続きの手引き（第二期助成制度編）」4.11(2)の「1 件あたり 50 万円以上」の意味は、1 件の助成対象を 1 件と数えるのでしょうか？

A. いえ、申請件数ではなく、単価 50 万円以上の工作物、機械及び器具が対象となります。

Q. 404

「スマートマンション導入促進事業 手続きの手引き（第二期助成制度編）」3.7 に工事完了後の実績報告の際に、現地調査を行うとありますが、お客様がお住まいのお部屋内も調査することはありますか？

A. いえ、住居内の確認はしません。住居内にどのような設備を設置したのか（住居外で現物を示していただくことがあります。

Q. 405

「スマートマンション導入促進事業 手続きの手引き（第二期助成制度編）」4.12(1)に記載のある「証拠書類」を具体的に教えてください。

A. 具体的にこれらの書類を最低限揃えておいてください、という指示はしません。従来、国（SII）の補助制度が実施されていたとき、会計検査院が会計検査を行う場合には協力をするよう書面に記されていますが、それと同等の書類を用意することを東京都（東京都環境公社）の助成制度においても求めます。